

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	①政策目標5-2
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	52,709	49,162	55,293	50,117	49,998
	補正予算	-	-	-	-	
	繰越し等	-	-	-		
	計	52,709	49,162	55,293		
執行額		37,569	33,032	42,417		

政策評価調書（個別票2）

政策名	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進					番号	①政策目標5-2	(千円)	
	予 算 科 目								
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		元年度 当初予算額	2年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	財務本省	関税制度等企画立案費	経済連携等の推進に必要な経費	50,117	49,998	
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計							50,117	49,998
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1							
	○	2							
	○	3							
	○	4							
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1							
	◇	2							
	◇	3							
	◇	4							
	小計								
合計							50,117	49,998	

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進				番号	①政策目標5-2	(千円)
事務事業名	概要	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績		
			元年度当初予算額	2年度概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント		
							概算要求への反映状況		
			該 当 な し						
合計									

○ 政策目標 5-2 : 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

自由貿易は世界経済成長の源泉であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があります。この点につき、第198回国会における内閣総理大臣施政方針演説は「今こそ、私たちは、自由貿易の旗を高く掲げなければならない。こうした時代だからこそ、自由で、公正な経済圏を世界へと広げていくことが、我が国の使命であります。」としています。さらに、「未来投資戦略2018」を踏まえ、海外の成長市場の取り込みを図るため、経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進することが求められています。

財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。

また、税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながります。こうした観点から、各国における貿易手続の改善を通じたビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。具体的には、WCO（世界税関機構：用語集参照）等の国際機関、APEC（アジア太平洋経済協力：用語集参照）等の地域協力の枠組み、EPA（経済連携協定：用語集参照）及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化や税関分野における安全・安心の確保に向けた取組がなされており、これらの取組にも積極的に貢献していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

政5-2-2：税関分野における貿易円滑化の推進

関連する内閣の基本方針

- 「第198回国会 総理大臣施政方針演説」（平成31年1月28日）
- 「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）
- 「総合的なTPP等関連政策大綱」（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定）

施策 政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

取組内容

財務省としては、引き続き、関係省庁と連携しつつ、以下の取組を進めていきます。

A WTOにおける取組

WTOは世界の多角的自由貿易体制の要です。一部の国で見られる保護主義的な動きに対応すると同時に、我が国の国内産業への適切な配慮を行うため、従来から我が国は、他国のWTO協定違反行為に対する紛争解決手続への付議、セーフガード措置等の活用、貿易政策検討会合での議論等、様々なWTOの政策手段を通じた多角的自由貿易体制の維持・強化へ

の取組を進めてきました。財務省としては、こうした政府全体の取組に、主に関税制度・通関制度を所管する立場から貢献していきます。

ドーハ・ラウンド交渉（用語集参照）の一分野である貿易円滑化交渉の成果として平成29年2月に発効した、WTO貿易円滑化協定（用語集参照）について、財務省としては、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組むとともに、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促していきます。

アルゼンチン・ブエノスアイレスで開催された第11回WTO閣僚会議では、電子商取引分野及び漁業補助金に関する作業計画等が決定され、また、電子商取引、零細・中小企業（MSMEs）、投資円滑化といった今日的課題について有志国による閣僚声明が発出されました（平成29年12月）。また、平成30年12月に開催されたG20首脳会議（ブエノスアイレス）では、WTOが市場歪曲的な補助金等の今日的課題に有効に対処できるようWTO改革が喫緊の課題であるとの認識が共有され、「WTO改革の支持」が合意されました。財務省としては、引き続き関係省庁と連携しつつ、多角的自由貿易体制の維持・強化に向けた議論に積極的に参画・貢献していきます。

B 経済連携の推進に係る取組

我が国では、平成31年3月現在、21か国・地域との間で18の経済連携協定（EPA）が署名又は発効済みです。

TPP（用語集参照）交渉については、平成29年1月に米国が離脱を宣言した後、我が国が議論を主導し、平成30年3月に11か国で署名が行われ、平成30年12月30日にTPP11協定（CPTPP）として発効しました。平成31年3月現在、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナムの7か国で発効しています。TPPのもつハイスタンダードを維持しつつバランスの取れた内容となっており、アジア太平洋地域に自由で公平な21世紀型のルールを作っていく上で、大きな一歩を踏み出しました。

また、日EU・EPA（用語集参照）は、平成29年7月に大枠合意、同年12月に交渉妥結、平成30年7月に署名に至り、平成31年2月に発効しました。日EU・EPAは、世界中で保護主義の動きが広まる中で、日本とEUが自由貿易の旗手としてその旗を高く掲げ、自由貿易を力強く前進させていくとの揺るぎない政治的意思を全世界に対して示すものです。

その他、平成30年9月には日米首脳間で日米物品貿易協定（TAG）の交渉開始に合意した他、RCEP（用語集参照）は、平成30年11月の首脳会議において、2019年に妥結する決意を表明する等、その他の経済連携についても、交渉を引き続き推進していきます。

これらの経済連携の推進については、「未来投資戦略2018」においても、「RCEP、日中韓FTA（用語集参照）を含む経済連携交渉を、戦略的かつスピード感を持って推進する。我が国は、自由貿易の旗手として、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指す」こととされています。

こうした政府全体の方針を踏まえ、引き続き、主に関税制度・通関制度を所管する立場から、これらの交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めることで、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。

（参考）EPA交渉の状況（平成31年3月現在）

<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/torikumi.htm>

定性的な測定指標

[主要] 政5-2-1-B-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

(平成31年度目標)

WTOやEPA交渉等における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令をはじめ財務省が所管する制度等を通じた交渉への貢献を行います。

(目標の設定の根拠)

主に関税制度・通関制度を所管する立場から、多角的自由貿易体制の維持・強化への取組に貢献するとともに、EPA交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めるため、目標として設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標「FTA/EPA交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数」

施策

政5-2-2：税関分野における貿易円滑化の推進

取組内容

税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献するものであり、ひいては日系企業の海外展開の側面支援にもつながるものです。こうした中、平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定の途上国における円滑な実施を実現する観点も踏まえ、この施策を重点施策として進めていきます。

A 途上国の税関行政近代化への取組

安全・安心な社会の実現に配慮しつつ、開発途上国における税関行政の近代化を通じ、貿易円滑化を図るべく、地理的・経済的な関係性が深いASEAN諸国を中心とした関税技術協力を行っています。具体的には、日本に途上国税関の職員を招へいする受入研修、日本の税関職員を専門家として途上国に派遣する専門家派遣等を行っています。

税関を取りまく環境変化を踏まえつつ、限られた人員・予算の中、より効果的・効率的な関税技術協力を実施するためには、中期的な戦略が必要であり、①安全・安心な社会の実現、②日系企業の海外展開の側面支援のためのビジネス環境整備、③WTO貿易円滑化協定の受諾及び実施の推進、④各国との関係構築の4つを優先支援分野としております。

①については、特に重点を置いており、全体の半分程度のリソースを投入していきます。特にWCOが実施しているセキュリティの向上に係る世界的な施策については、人的・資金的な貢献を強化します。また、②については、多くの途上国で知的支援が期待される輸入事後調査（用語集参照）やリスクマネジメント等に係る支援を引き続き実施します。また、日本の支援によりベトナム及びミャンマーに導入されたNACCS（用語集参照）をベースとした通関システムの着実な運用と活用を支援します。③のWTO貿易円滑化協定については、開発途上国の多くは、その実施に困難を抱えており、技術支援の世界的なニーズが増々高まっております。そのため、我が国は、平成30年度においてWCOが実施した26のワークショップに人的・資金的貢献を行っています。

今後とも、こうした支援に取り組んでいきます。

B WCOにおける取組

WCOでは、改正京都規約（用語集参照）やWTO貿易円滑化協定をはじめとした、税関分野における貿易円滑化のための国際的な枠組の実施について、加入国・地域間で定期

的に検討を行っており、また、途上国に対しては、これらの実施のための技術協力を行っています。

改正京都規約については、平成11年の採択以来、20年ぶりの見直しを行っており、税関を取り巻く環境の変化を踏まえた規定の更新・追加により、さらなる国際貿易の円滑化の実現に向けて取り組んでいきます。

C 地域協力の枠組みにおける取組

我が国とアジア太平洋地域との間の地域協力の枠組みであるAPEC、さらに我が国を含むアジア地域と欧州との間の地域協力の枠組みであるASEM（用語集参照）等の枠組みについても、貿易円滑化を推進する観点から積極的に活用します。

平成31年度は、APECでは、貿易・渡航円滑化や水際取締の強化に向けたキャパシティビルディング（途上国の能力構築）支援の実施を通じ、貿易円滑化及び地域経済統合等の実現に向けて積極的に貢献していきます。

ASEMでは、ASEM関税局長・長官会合（平成29年10月、ベルリン（ドイツ）開催）において決定した、平成30年から2年間の税関分野における優先活動項目のうち、「国際郵便物の国境取締りに関する取組」のアジア側コーディネーターを務めるなど、ASEM域内における貿易・渡航円滑化の推進に引き続き貢献していきます。

ロシアとの間では、平成29年4月に日露局長級税関協力会議が開催され、税関協力と貿易円滑化に関する協力覚書が署名されました。本協力覚書は、両国の税関当局間で、リスクの低い輸出者に関する情報、摘発情報等の交換や、専門家対話の設置等をその内容としています。平成30年10月には、同覚書に基づく第3回の専門家対話がソチ（ロシア）で開催され、貿易円滑化に向けた様々な協力について意見交換を行いました。

中国及び韓国との間では、平成29年11月に開催された第6回日中韓3か国関税局長・長官会議において更新した、「日中韓3か国税関の協力に係る行動計画」に基づき、3か国税関当局の協力強化の取組みを進めています。平成30年度は、密輸情報、知的財産、AEO、税関手続の分野における実務レベルの協力を推進しました。引き続き、貿易の安全確保と円滑化という各国共通の目標に向け、2国間及び3か国間の良好な協力関係を維持するとともに、行動計画を着実に実施するよう取り組んでいきます。

D E P Aにおける取組

我が国が締結したEPAにおいては、貿易円滑化を推進する観点から、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定が盛り込まれています。今後のEPA交渉においても、税関手続や貿易円滑化に関する規定について、既に発効しているWTOの貿易円滑化協定の内容を上回る規定にすることにより、我が国企業の経済活動を後押ししていきます。

E 税関当局間の情報交換等に関する取組

国際物流の拡大に伴い、不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品（用語集参照）等の密輸が後を絶たない状況です。こうした不正薬物等の水際における取締りをより効率的に推進するため、他国の税関当局との間で、関連する情報の交換等の相互支援や、また、貿易円滑化の取組を含む協力関係の強化を定めた政府間協定（税関相互支援協定：用語集参照）及び税関当局間取決めを、EU及びその加盟国や、韓国、豪州等アジア・大洋州地域の国等と締結しています。さらに、これまで発効・署名している多くのEPAには、税関相互支援協定と同様、水際取締りのための情報交換の規定を盛り込んでいます。我が国は、こ

うした情報交換等に関する枠組みを34か国（地域）と構築しているところ、平成30年度には、ウルグアイとの間の協定について政府間で実質合意し、現在、アルゼンチン及びボリビアとも早期署名に向けて交渉を行っています。今後も情報交換ネットワークの拡大等に向け、これまで構築に向けた取組が必ずしも十分ではなかった地域の国も含め、各国との情報交換の枠組み構築に向け努力していきます。

定量的な測定指標						
[主要]	年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度目標値
政5-2-2-A-1：税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数 (単位：国・地域)	目標値	前年より増加	32	34	前年より増加	前年より増加
	実績値	30	31	34	N. A.	
(注) 平成30年度実績は、平成31年6月末までにデータが確定するため、平成30年度実績評価書に掲載予定です。 (出所) 関税局参事官室(国際交渉担当)調 (目標値の設定の根拠) 税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域の数を増加させることで、不正薬物等の水際における取締りをより効果的に推進することができるため、測定指標として設定しました。						

定性的な測定指標	
政5-2-2-B-1：税関分野における貿易円滑化の推進	
(平成31年度目標)	
税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPAにおける税関協力や税関相互支援協定の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を行います。	
(目標の設定の根拠)	
税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながるものであるため、指標として設定しました。	

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	
	○参考指標1「研修・セミナーの実施状況（関税技術協力）」
	○参考指標2「改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）（平成18年2月発効）（用語集参照）に係る締約国数」

政策目標に係る予算額	平成28年度	29年度	30年度	31年度当初	平成31年度行政事業レビュー番号
(項) 関税制度等企画立案費	52,709千円	49,162千円	55,293千円	50,117千円	
(事項) 経済連携等の推進に必要な経費	52,709千円	49,162千円	55,293千円	50,117千円	行政事業レビューの対象外

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標5-2に係る予算額を記載しています。

担当部局名	関税局（参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）	政策評価実施予定時期	平成32年6月
--------------	--------------------------------------	-------------------	---------